



発行 新潟県
第 57 号
 令和4年7月29日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 853 県政功勞き章贈呈（秘書課）
- 854 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の指定（福祉保健総務課）
- 855 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の再開届（福祉保健総務課）
- 856 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の廃止届（福祉保健総務課）
- 857 農用地利用配分計画の認可（地域農政推進課）
- 858 種畜証明書の書換えをした旨の通報（畜産課）
- 859 土地改良事業計画の変更認可（農地計画課）
- 860 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 861 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 862 公共測量の終了通知（監理課）
- 863 海岸保全区域の変更（河川管理課）
- 864 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 865 二級建築士の免許取消し（建築住宅課）
- 866 新潟県収入証紙の売りさばき人の指定取消（出納局管理課）

公 告

毒物劇物取扱者試験の実施（感染症対策・薬務課）

選挙管理委員会告示

97 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）

雑 報

一般競争入札の実施（大学・私学振興課）

告 示

◎新潟県告示第853号

新潟県県政功勞者顕彰等に関する規則（昭和28年新潟県規則第35号）第4条の規定により、次の者に県政功勞き章を贈呈した。

令和4年7月29日

新潟県知事 花 角 英 世

氏 名 居住する市町村

小林 一大 新潟市秋葉区

◎新潟県告示第854号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和4年7月29日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
旭岡アイクリニック	長岡市旭岡2丁目270番地	令和4年6月1日
ほりきり歯科医院	長岡市古正寺3-254	令和4年6月21日
クスリのアオキ三条保内薬局	三条市下保内317番地1	令和4年7月1日
えんどう整形外科クリニック	燕市杣木815番地1	令和4年5月1日

◎新潟県告示第855号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第51条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり再開の届出があった。

令和4年7月29日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	再 開 年 月 日
山岡歯科医院	佐渡市上長木358-2	令和4年7月2日

◎新潟県告示第856号

生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和4年7月29日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
室岡歯科医院	十日町市松代3275-21	令和4年6月29日
あらかわ歯科クリニック	村上市坂町1569-2番地	令和4年6月30日
えんどう整形外科クリニック	燕市杣木815番地1	令和4年4月30日
佐渡市立相川病院	佐渡市相川広間町7番地	令和4年3月31日

◎新潟県告示第857号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和4年7月29日

新潟県知事 花 角 英 世

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	6者	山辺里三両海2329番ほか18筆 2.6ha
関川村	3者	蔵田島177番1ほか37筆 2.9ha

新発田市	15者	東新町3丁目286番1ほか500筆 28.4ha
阿賀野市	17者	小浮鳥尻1896番ほか153筆 12.4ha
聖籠町	3者	次第浜宮前1382番2ほか3筆 0.6ha
新潟市	5者	秋葉区大鹿前田802番3ほか24筆 2.5ha
三条市	1者	笹岡出島下1272番ほか20筆 2.4ha
燕市	2者	三王渕中谷地1109番ほか17筆 0.8ha
弥彦村	2者	浜首沼855番ほか7筆 0.7ha
南魚沼市	1者	麓谷地438番1ほか5筆 0.9ha
十日町市	1者	坪山62番ほか4筆 0.4ha
津南町	2者	赤沢2966番1ほか11筆 2.1ha
上越市	23者	中々村新田大割326番ほか314筆 53.9ha
妙高市	5者	上百々2丁目749番1ほか83筆 4.4ha
糸魚川市	1者	中川原新田3108番ほか6筆 1.3ha
佐渡市	13者	梅津馬場3085番ほか55筆 5.9ha
合計	100者	1,273筆 122.4ha

2 認可年月日

令和4年7月29日

◎新潟県告示第858号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書の書換交付をした旨の通報があった。

令和4年7月29日

新潟県知事 花角 英世

種畜証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
11487927569	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	新潟県上越市藤巻58-1 新潟県笹ヶ峰放牧場利用組合	新潟県上越市藤巻5番30号 新潟県笹ヶ峰放牧場利用組合

◎新潟県告示第859号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項に基づき、次のとおり土地改良事業計画の変更を認可した。

令和4年7月29日

新潟県新発田地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	認可(同意)年月日	根拠条文
新発田市 加治郷土地改良区	加治郷土地改良区	維持管理事業	変更	令和4年7月20日	第48条

◎新潟県告示第860号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、十日町市の一部を受益地域とする県営芋沢地区農用地保全施設整備(防災重点農業用ため池緊急整備「地震・豪雨対策型」)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年7月29日

新潟県知事 花角 英世

- 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 縦覧に供する期間
令和4年8月1日から令和4年8月29日まで
- 縦覧に供する場所
十日町市役所
- その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第861号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営区画整理(ほ場整備「担い手育成型」)事業に係る換地計画を定めたので、令和4年8月1日から令和4年8月29日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年7月29日

新潟県知事 花 角 英 世

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	中江北部第2	換地計画書の写し	上越市役所

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第862号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局高田河川国道事務所から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年7月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量(数値撮影(デジタル)、数地図化(地図情報レベル500))
- 2 作業期間 令和3年9月17日から令和4年6月30日まで
- 3 作業地域 高田河川国道事務所管内(保倉川周辺)

◎新潟県告示第863号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域の指定（平成13年12月7日県告示第2252号）を次のとおり変更する。

なお、関係図書は、新潟県土木部河川管理課及び佐渡地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

令和4年7月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 海岸名 相川海岸 柴町・鹿伏地区海岸
- 2 指定区域

地点0～24, 24', 25', 25～28, 28', 29', 29～37, 37', 36', 35', 34', 33', 32', 27', 26', 19', 18', 13', 12', 10', 9', 7', 6', 5', 3', 2', 0' を順次結んだ線及び、地点0と0' を結んだ線に囲まれた区域並びに地点。

地点38～49, 49', 48', 47', 46', 42', 39', 39', 38' を順次結んだ線及び、地点38と38' を結んだ線に囲まれた区域並びに地点。

ただし、この区間にある二級河川海士町川・大仏川・間切川・濁川の河川区域を除く。

- 3 指定年月日 令和4年7月29日

番号	地	点	標 杭	番 号	地 点		
					起 点	方 向	距離 (m)
1	佐渡市相川鹿伏	501番地	NO. 0	NO. 0'	NO. 0	353-0-0	177.00
2	〃	501番地	NO. 1				
3	〃	417番地先	NO. 2	NO. 2'	NO. 2	343-0-0	186.00
4	〃	407-2番地先	NO. 3	NO. 3'	NO. 3	332-29-59	195.00
5	〃	404番地先	NO. 4				
6	〃	497番地	NO. 5	NO. 5'	NO. 5	324-0-0	168.00
7	〃	364-1番地先	NO. 6	NO. 6'	NO. 6	329-30-0	180.00
8	〃	362-2番地先	NO. 7	NO. 7'	NO. 7	349-30-0	193.00
9	〃	362-2番地先	NO. 8				
10	〃	361-25番地先	NO. 9	NO. 9'	NO. 9	7-30-0	194.00
11	〃	358番地	NO. 10	NO. 10'	NO. 10	357-30-0	198.00
12	佐渡市相川下戸村	432-2番地	NO. 11				
13	〃	438-1番地先	NO. 12	NO. 12'	NO. 12	344-0-0	200.00
14	佐渡市相川下戸炭屋浜町	86-5番地	NO. 13	NO. 13'	NO. 13	322-30-0	217.00
15	〃	65番地	NO. 14	NO. 15	NO. 14	297-0-2	40.00
16	〃	65番地	NO. 17	NO. 16	NO. 17	319-59-59	40.00
17	佐渡市相川下戸浜町	29-1番地	NO. 18	NO. 18'	NO. 18	306-59-59	190.00
18	〃	22番地先	NO. 19	NO. 19'	NO. 19	306-30-0	194.00
19	〃	41-2番地	NO. 20				
20	〃	49-1番地先	NO. 21				
21	〃	72番地	NO. 22				
22	佐渡市相川栄町	39番地	NO. 23				
23	〃	38番地	NO. 24				
24	〃	40番地	NO. 24'				
25	〃	36番地	NO. 25'				
26	〃	37番地	NO. 25				
27	〃	20番地	NO. 26	NO. 26'	NO. 26	290-30-0	67.00
28	〃	20番地	NO. 27	NO. 27'	NO. 27	290-30-0	67.00
29	〃	34番地	NO. 28				
30	〃	36番地	NO. 28'				
31	〃	32番地	NO. 29'				
32	〃	33番地	NO. 29				

33	〃	27番地	NO. 30					
34	〃	27番地	NO. 31					
35	〃	27番地	NO. 32	NO. 32'	NO. 32	229-29-59	66.00	
36	〃	2-1番地	NO. 33	NO. 33'	NO. 33	229-29-59	66.00	
37	〃	2-1番地	NO. 34	NO. 34'	NO. 34	242-0-1	71.00	
38	〃	2-1番地	NO. 35	NO. 35'	NO. 35	247-0-0	71.00	
39	〃	1番地	NO. 36	NO. 36'	NO. 36	256-30-0	94.00	
40	〃	1-2番地	NO. 37	NO. 37'	NO. 37	254-0-1	19.00	
41	佐渡市相川栄町	8番地先	NO. 39	NO. 38	NO. 39	255-0-1	39.00	
				NO. 38'	NO. 39	255-0-1	55.00	
				NO. 39'	NO. 39	262-0-0	148.00	
				NO. 39' '	NO. 39	263-57-4	281.96	
42	佐渡市相川栄町	11番地	NO. 40					
43	〃	9番地	NO. 41					
44	〃	6番地	NO. 42	NO. 42'	NO. 42	260-56-21	207.36	
45	〃	5番地	NO. 43					
46	〃	5番地	NO. 44					
47	〃	16番地	NO. 45					
48	佐渡市相川大間町	73番地	NO. 46	NO. 46'	NO. 46	258-21-41	196.39	
49	佐渡市相川栄町	12番地	NO. 47	NO. 47'	NO. 47	261-30-0	150.00	
50	〃	12番地	NO. 48	NO. 48'	NO. 48	272-59-59	150.00	
51	〃	12番地	NO. 49	NO. 49'	NO. 49	272-59-59	150.00	
指定延長 2,724.0m								

◎新潟県告示第864号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和4年7月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
 種類 加茂都市計画地区計画（加茂市決定）
 名称 寿町・番田・旭町地区地区計画
 後須田地区地区計画
 後須田第4地区地区計画
 千刈地区地区計画
 柳町・大郷町・高須町・芝野地区地区計画
 樋下・日溝地区地区計画
 神明町・上条・八幡地区地区計画
 新栄町地区地区計画
 石川2丁目・幸町2丁目・新栄町地区地区計画

- 2 縦覧の場所
 新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第865号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消した。

令和4年7月29日

新潟県知事 花角 英世

免許の取消しをした 年月日	免許の取消しをした 建築士の氏名	登録番号	免許の取消しの理由
------------------	---------------------	------	-----------

令和4年4月22日	栗原 俊広	第10930号	死亡
令和4年5月27日	渡部 昭彦	第12833号	死亡

◎新潟県告示第866号

新潟県収入証紙条例施行規則（昭和57年新潟県規則第21号）第8条の規定により、次の新潟県収入証紙の売りさばき人の指定を取り消す。

令和4年7月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 指定売りさばき人の名称
小野 知子
- 2 取り消し年月日
令和4年7月31日

公 告**毒物劇物取扱者試験の実施について（公告）**

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

令和4年7月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 試験日時
令和4年11月5日（土）
午前10時40分から正午まで
- 2 試験会場
新潟市中央区鐘木185番地10
新潟市産業振興センター
- 3 試験の種類
 - (1) 一般
毒物劇物の全品目を取り扱う責任者
 - (2) 農業用品目
農業上必要な毒物又は劇物のみの販売業に係る責任者
 - (3) 特定品目
限定された毒物又は劇物のみの販売業に係る責任者
- 4 試験の内容
試験科目は次に掲げるものとし、試験の方法は筆記方式とする。
 - (1) 毒物及び劇物に関する法規
 - (2) 基礎化学
 - (3) 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法（特定品目は劇物のみ）
 - (4) 毒物及び劇物の識別及び取扱方法（特定品目は劇物のみ）
- 5 受験資格
年齢、学歴、経験は問わない。
- 6 受験願書等の交付
 - (1) 受験願書等は、令和4年8月15日（月）から新潟県福祉保健部感染症対策・薬務課、各地域振興局健康福祉（環境）部及び新潟市保健所で交付する。郵送による交付を希望する場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封の上、8月19日（金）（消印有効）までに請求すること。
 - (2) 受験願書提出後の試験の種類の変更は認めない。
- 7 受験手続
電子申請又は書面申請のどちらかにて申し込むこと。
 - (1) 電子申請
県のホームページ(<https://www.pref.niigata.lg.jp/>)を確認し、申し込むこと。

- (2) 書面申請
- ア 提出書類
- ・ 受験願書
 - ・ 受験願書データ
 - ・ 写真
出願前6か月以内に撮影した無帽、上半身、正面向きのパスポートサイズ(4.5cm×3.5cm)のものを写真用台紙に貼り、必要事項を記入する。
 - ・ 受験票
- イ 受験手数料
10,500円を新潟県収入証紙により納付する。(新潟県収入証紙は受験願書に貼り、消印はしないこと。)ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。(新潟市保健所に提出する場合を除く。)一旦納付した手数料は、返還しない。
- ウ 受験願書の受付期間
令和4年8月15日(月)から8月29日(月)まで(土曜日、日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、郵送による場合は書留とし、8月29日(月)の消印まで有効とする。
- エ 受験願書の受付場所
新潟県福祉保健部感染症対策・薬務課、各地域振興局健康福祉(環境)部及び新潟市保健所
- 8 受験票の送付
受験願書を受理した後、後日、受験票(はがき)を受験者宛に送付する。
- 9 試験当日の諸注意等
試験方法は筆記方式(マークシート)によるので、HB又はBの鉛筆及び消しゴムを必ず持参すること。
- 10 合格発表及び合格証の交付
- (1) 合格発表
令和4年12月5日(月)午前9時に新潟県庁1階広報展示室前掲示板、各地域振興局健康福祉(環境)部、新潟市保健所及び県のホームページ(<https://www.pref.niigata.lg.jp/>)において、合格者の受験番号を発表する。
- (2) 合格証の交付
合格証は、令和4年12月5日(月)に合格者全員へ郵送する。
- 11 試験結果の開示
受験者本人から試験結果について口頭による開示請求があった場合、次により開示する。
- (1) 開示する項目
科目別得点、総合得点
- (2) 開示請求の受付期間
令和4年12月5日(月)から令和5年1月6日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日並びに、12月29日から1月3日までの期間を除く。)
- (3) 開示請求の受付場所
受験願書を提出した場所又は新潟県福祉保健部感染症対策・薬務課
- 12 その他の留意事項
- (1) 試験についての講習会は、県では実施しない。
- (2) 試験についての問合せは、新潟県福祉保健部感染症対策・薬務課にすること。

選挙管理委員会告示

新潟県選挙管理委員会規程第11号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年7月29日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表第2（老人ホーム）			別表第2（老人ホーム）		
市区町村名	老人ホームの名称	所在地	市区町村名	老人ホームの名称	所在地
(略)			(略)		
新潟市北区	(略) 特別養護老人ホーム ながうらの郷	(略) 新潟市北区上土地亀2433-1	新潟市北区	(略) 特別養護老人ホーム ながうらの郷	(略) 新潟市北区上土地亀字竹ノ通2433-1
	特別養護老人ホーム ほうせい園	新潟市北区葛塚618番地		特別養護老人ホーム ほうせい園	新潟市北区葛塚字正尺618
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)			(略)		
長岡市	(略) 特別養護老人ホーム あおいの里・長岡	(略) 長岡市稲葉町820番地6	長岡市	(略) 特別養護老人ホーム あおいの里・長岡	(略) 長岡市稲葉町820番地
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

雑 報

一般競争入札の実施について（公告）

公立大学法人新潟県立大学会計規則第17条第1項の規定により、新潟県立大学1号館1203会議室等、2号館2213演習室及び2111演習室改修工事の請負について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和4年7月29日

公立大学法人新潟県立大学 理事長 若 杉 隆 平

1 入札に付する事項

- (1) 工事名
新潟県立大学1号館1203会議室等改修工事
- (2) 工事場所
新潟市東区海老ヶ瀬471番地 地内
- (3) 工事の仕様等
図面及び設計書による。
- (4) 工期
契約締結の日から令和4年9月30日（金）まで

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

- (1) 交付期間
令和4年7月29日（金）から令和4年8月4日（木）まで（公立大学法人新潟県立大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第4条第1項及び第9条各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 場所
新潟市東区海老ヶ瀬471番地
新潟県立大学総務財務部企画広報課
電話番号 025-368-8224 FAX番号 025-270-5173

3 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時
令和4年8月9日(火) 午後1時
- (2) 場所
新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地
新潟県立大学 コモンズ3号館5401会議室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

- (1) 公立大学法人新潟県立大学契約事務取扱規程(以下「契約事務取扱規程」という。)第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5年度新潟県入札参加資格者名簿の建築一式に登録されている者であり、Bランク以上の者であること。
- (3) 国又は地方公共団体から指名停止措置を現に受けていないこと。
- (4) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
- (5) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて公立大学法人新潟県立大学理事長から確認を受けている者であること。

5 本件入札に係る入札参加資格の確認

- (1) 本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書を提出し、公立大学法人新潟県立大学理事長から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

ア 提出期限 令和4年8月4日(木) 午後5時15分

イ 提出場所 新潟市東区海老ヶ瀬471番地

新潟県立大学総務財務部企画広報課

ウ 提出方法 本人(法人にあつては代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参とする。

エ 提出書類及びその部数 競争入札参加資格確認申請書 1部

- (2) 本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア 交付日時 令和4年8月5日(金) 午前10時から午後4時まで

イ 交付場所 (1)イに掲げる場所

6 入札の方法

- (1) 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

(2) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、予定価格の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

8 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札
- (2) 入札に参加する条件に違反した入札
- (3) 契約事務取扱規程第16条第1項各号に掲げる入札
- (4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

9 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
免除する。
 - (2) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、契約事務取扱規程第42条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- 10 契約の手續において使用する言語及び通貨
契約の手續において使用する言語及び通貨は日本語(契約当事者に関する記載部分を除く。)及び日本国通貨とする。
- 11 その他
- (1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い
 - ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、作成者の負担とする。
 - イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。
 - ウ 競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。
 - (2) 契約の停止等
本件入札に関し、苦情申し立てがあったときは契約を停止し、又は解除することがある。
 - (3) その他
本件入札及び委託契約の内容に関しては、契約事務取扱規程その他公立大学法人新潟県立大学理事長の定める規程、日本国の関係法令の定めるところによる。